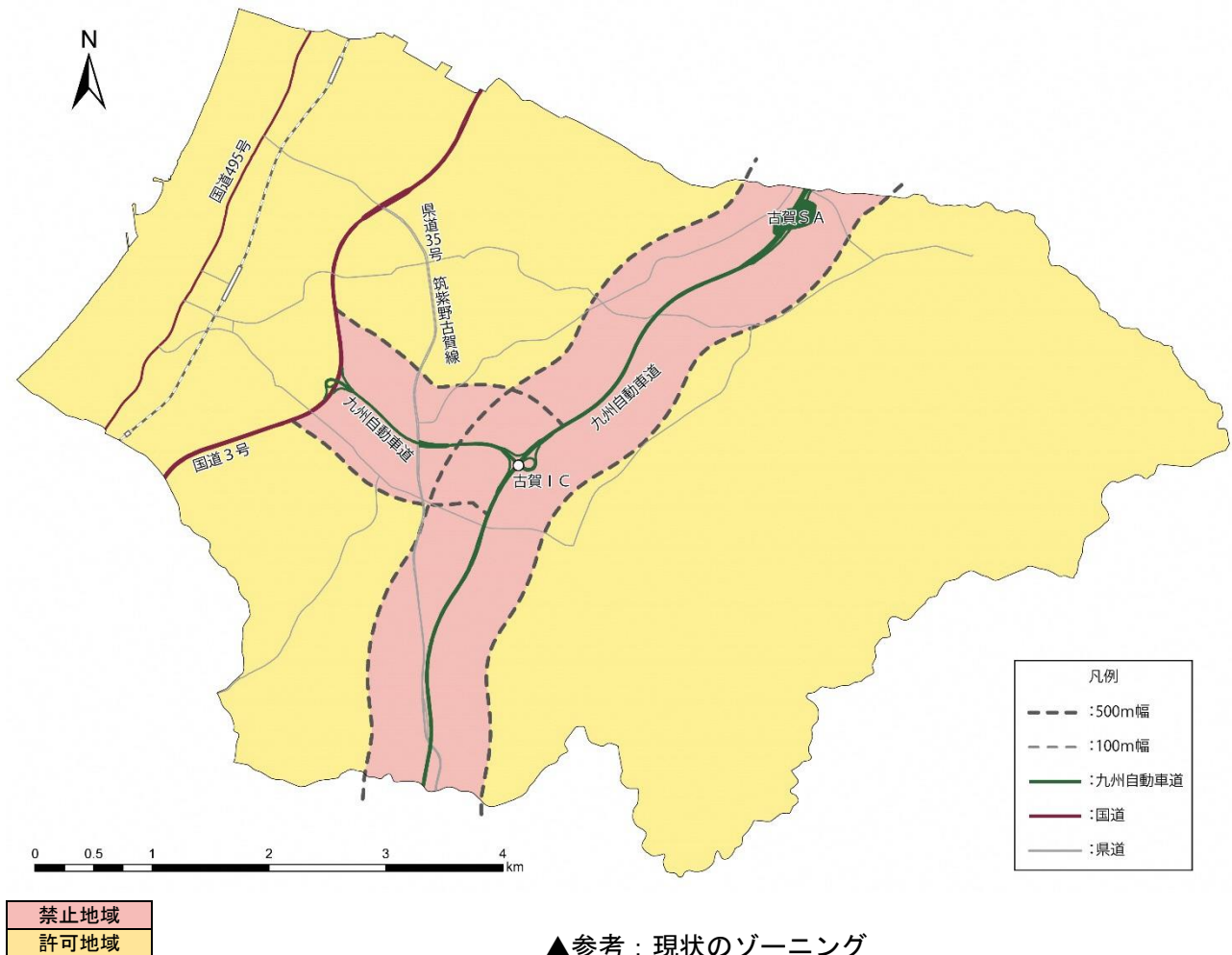
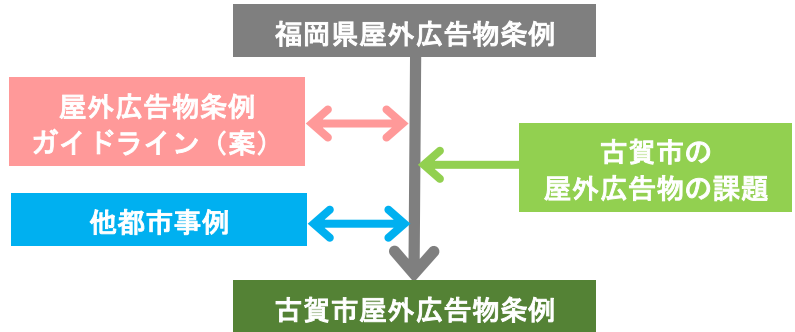


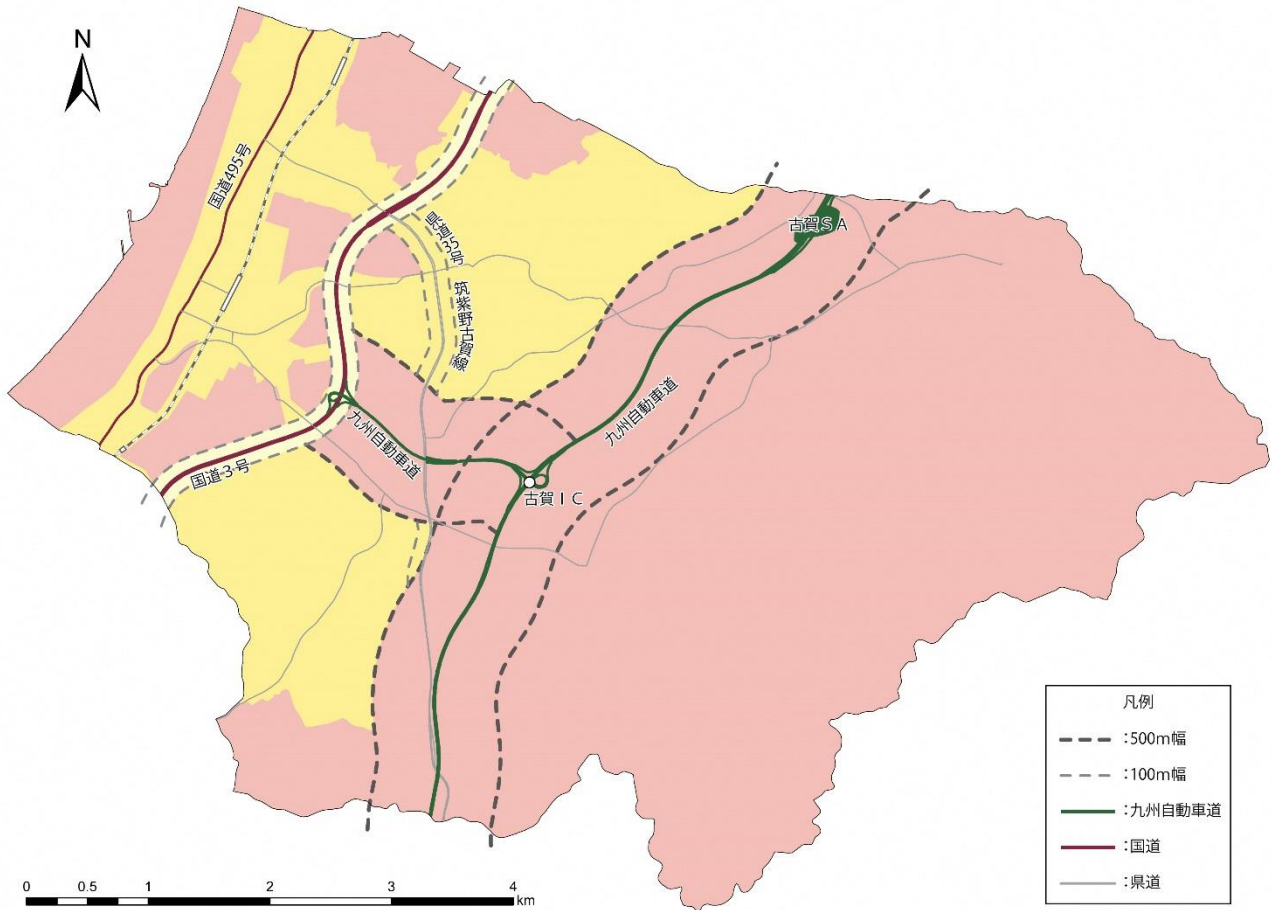
## IV. 屋外広告物条例について

### 1. 屋外広告物条例の策定方針について（再掲）

▶福岡県屋外広告物条例をベースに、県条例そのものの課題（運用面、規制レベル）及び「屋外広告物条例ガイドライン（案）」との比較からみた課題を改善しつつ、古賀市の景観特性と屋外広告物に関する課題に対応した条例へとリニューアルする。これに当り、設定項目や表現については他都市事例を参考とする。



◆屋外広告物条例の段階的ゾーニングイメージ (案②)



▲屋外広告物条例の段階的ゾーニングイメージ (案②)

▼屋外広告物条例 (ゾーン区分) 改正イメージ

強 ↑ 規制 ↓ 弱	類型 (改正案)	広告物景観の 考え方	広告物規制の方針				現行条例との 比較	
			規制概要	一般 広告物	掲出量	掲出 規模		指定地域
	I 禁止地域	・良好な景観形成を図りつつ、必要な事業活動を認めていく地域	→一定量の広告物の掲出を認める	×	少	小	・古墳及び墓地 ・都市公園 ・低層住専地域 ・高速道路沿線 ・調整区域及び特定用途制限地域地区内を通過する幹線道路沿線(路線を個別指定)	現行条例の 禁止地域
	II 許可地域①	・事業活動を認めつつ、景観形成を図っていく地域		○			・市域全域	現行条例の 許可地域 (※若干厳しく)
	III 許可地域②	・事業活動の活性化を積極的に促しつつ、秩序ある景観を形成していく地域	→量・規模ともに、かなりの広告物を認める	○	多	大	・国道3号沿線	現行条例の 許可地域 (商工業地域)

## 2. 屋外広告物条例構成（案）（再掲）

項目	選定理由
<b>第一条 目的</b>	県条例を踏襲
<b>第二条 責務</b>	県条例を踏襲
<b>第三条 適用上の注意</b>	県条例を踏襲
<b>第四条 禁止地域等及び禁止物件</b> ①禁止地域 ②禁止物件	県条例を踏襲 →禁止展望広告物および許可展望広告物については、要検討
<b>第五条 許可地域等</b>	県条例を踏襲
<b>第六条 広告物活用地区</b>	宗像市、福津市を参考
<b>第七条 景観保全型広告整備地区</b>	宗像市、福津市を参考
<b>第八条 広告物景観協定地区</b>	宗像市、福津市を参考
<b>第九条 禁止広告物等</b>	県条例を踏襲
<b>第十条 適用除外</b> ①禁止地域、禁止物件、許可地域 ②禁止地域、許可地域 ③禁止物件	県条例を踏襲
<b>第十一条 経過措置</b>	県条例を踏襲
<b>第十三条 許可の条件、期間および更新</b>	県条例を踏襲
<b>第十四条 変更の許可等</b>	県条例を踏襲
<b>第十五条 許可の表示</b>	県条例を踏襲
<b>第十六条 管理義務</b>	県条例を踏襲
<b>第十七条 除却義務</b>	県条例を踏襲
<b>第十八条 屋外広告物管理者の設置</b>	県条例を踏襲
<b>第十九条 管理者等の届出</b>	県条例を踏襲
<b>第二十条 措置命令</b> ①保管した場合の公示事項 ②保管した場合の公示の方法 ③価額の評価の方法 ④売却する場合の手続き ⑤公示の日から売却可能となるまでの期間 ⑥返還する場合の手続き ⑦立入検査 ⑧処分、手続等の効力の承継	県条例を踏襲
<b>第二十一条 意見の聴取等</b>	宗像市、福津市を参考
<b>第二十二条 雑則</b> ①告示 ②手数料 ③委任	他都市を参考
<b>第二十三条 罰則</b>	他都市を参考
<b>第二十四条 附則</b> ①施行期日 ②経過措置	県条例を踏襲